条件付一般競争入札

入札説明書

工 事 名	きぼう棟 眼科外来移転・ＨＣＵ整備設計委託
工事番号	第 R06-H-1-01 号

公立大学法人福島県立医科大学

入 札 説 明 書

1　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（1）次のいずれかに該当しない者であること。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

四　公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号。以下「契約細則」という。）第 3 条第 1 項の規定に掲げる者

（2）公立大学法人福島県立医科大学建設工事等入札参加資格制限措置要綱第 2 条、第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 8 条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

（3）福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）第２条、第３条第１項から第３項まで及び第６条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

（4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。

（5）建築士法(昭和 25 年法律第 202 号）の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

2　入札参加手続等

（1）設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

（2）現場説明会は行わない。

（3）その他

ア　提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ　提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ　提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

３　入札等

（１）入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書を以下の方法により提出しなければならない。

（ア）入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

（イ）入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

（ウ）中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名、委託業務箇所名及び開札日を記載すること。

（エ）外封筒には、入札書を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、委託業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

（オ）公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

（２）質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

４　開札等に関する事項

（１）落札候補者の公表について

予定価格の制限の範囲内かつ最低価格で入札した者から２番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

（２）入札結果の公表及び方法について

ア　入札結果の公表は、契約日から１週間以内に行う。

イ　公表は、福島県立医科大学ホームページにおいて行う。

５　入札参加資格要件等の審査に関する事項

（１）落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第１順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

（２）落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して３日以内（休日を除く。）に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書に当該書類を添えて提出しなければならない。

（３）入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書により通知する。

（４）入札参加不適格理由の請求

ア　入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する理由説明請求書（様式第７号）により説明を求めることができる。

イ　アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して３日以内（休日を除く。）に書面により提出しなければならない。

ウ　イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して６日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（５）落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

契約細則第９条第１項の規定に基づき入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を免除することができる。なお、契約保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

７　入札の無効

１の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

８　その他

（１）入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）契約の方法及び入札の条件及び入札心得を熟知すること。

（３）書類は原則としてA4 判とすること。

（４）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

（５）再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第６条第１項第２号から第６号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

（６）重要事項の説明について

業務内容が建築設計の場合（建築士法上の「設計」又は「工事監理」）には、落札者は契約権者に対して、契約締結前にあらかじめ、建築士法第 24 条の 7 の規定に基づき、書面により重要事項の説明を行うこと。

なお、重要事項説明書の様式は、四会推奨（(社) 日本建築士会連合会、(社) 日本建築士事務所協会連合会、(社) 日本建築家協会、(社) 建築業協会）の様式を参考にすること。

（７）積算内容に対する疑義申立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は、契約の締結前に疑義の申立てができる。